

1月は固定資産税（償却資産）の申告期間です



問 税務課 資産税係 ☎75-2176

固定資産税の償却資産とは、土地・家屋以外で事業のために使用する機械や設備などの資産のことをいいます。償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在の所有状況を申告する必要があります。

■申告する必要がある事業主

- 一般企業
- 工業、商業、飲食店、医業、農業などの個人経営者

■申告の対象となる資産

- 事業に使用する構築物、設備、機械、備品、器具、太陽光発電設備
- 事業用資産の修繕・改良に要した費用
- 耐用年数が過ぎていても、なお使用している資産

■申告の必要がないもの

- 耐用年数が1年未満の資産
- 取得金額が10万円未満の資産で、確定申告で償却資産として計上しないもの
- 取得金額が20万円未満の資産で、確定申告で一括償却資産として3年均等償却しているもの

- 家屋として固定資産税が課税されているもの
- リース（賃貸）契約で使用しているもの
- 自動車税、または軽自動車税が課税されているもの

申告の期限 **2月1日(月)**

申告した資産の評価額の合計が150万円以上の場合、令和3年度に固定資産税が課税されます。

昨年申告した人には、申告用の書類を郵送しています。今回初めて申告する人は、税務課まで問い合わせください。

なお、市外に資産がある人は、所在する市区町村に申告してください。

お知らせ

新型コロナで事業収入が減少した人へ



事業収入が30%以上減少した事業者には、固定資産税の軽減制度があります。くわしくは市ホームページに掲載しています。



パブリックコメントを 実施しています

問 情報課 広報広聴係 ☎75-2280



■計画（案）への問い合わせ

- ① 総合政策課 企画係 ☎75-2116
- ② 新公立病院整備課 推進係 ☎20-0362
- ③ 都市計画課 都市計画係 ☎75-4827

■閲覧場所

各担当課、情報課、市役所3階の情報公開コーナー、各町公民館

■提出方法

意見書（任意様式）に住所、氏名、連絡先、どの計画（案）に対する意見を必ず明記してください。

■提出先

電子メール：
koho@city.taku.lg.jp
郵送：〒846-8501
（住所不要）

多久市役所 情報課

ファックス：75-2110

持参：情報課 広報広聴係

■募集締切

1月25日(月)
17時15分必着

- 計画（案）
 - ① 第5次多久市総合計画及び第2期多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）
 - ② 多久・小城地区新公立病院建設基本計画（案）
 - ③ 多久市都市計画マスタープラン（案）